

第6章 大蔵大臣の行う金融機関等の検査

第1 概 説

大蔵大臣は、その行う金融機関等の検査に関し、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聴かなければならない（設置法第21条第1項）。

この規定は、大蔵大臣が行う検査が適切に実施されるよう、検査の際の視点などについて、行政部内だけでなく、中立的な立場にある者の意見を徴することが有益との観点から、金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（財務の健全性を中心とする検査）に関し、検査の重点事項等検査の基本方針や検査の実施予定数等検査の基本計画について、委員会からの意見の聴取を大蔵大臣に義務付け、委員会が必要な提言を行い得ることとしたものである。

また、大蔵大臣は、四半期毎に、金融機関等の検査の実施状況を委員会に報告しなければならないが、委員会は、必要があると認めるときは、金融機関等の検査に係る事務の運営その他の施策について大蔵大臣に建議することができる（設置法第21条第2項及び第3項）。

なお、平成7検査事務年度においては、検査に係る事務の運営等に関し、建議を必要とする問題点は認められなかった。

第2 検査基本方針及び検査基本計画に関する提言

委員会は、大蔵大臣より、金融機関等の検査に係る「平成7検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」について意見を求められたのを受け、委員会としての意見を述べた。

1 「平成7 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」 の内容

平成7年7月28日付で、大蔵大臣より示された「平成7 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」は、以下のとおりである。

平成7 検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画

I. 検査基本方針

金融機関・証券会社等を取り巻く経営環境は、金融・資本市場の自由化・国際化等の一層の進展に加え、いわゆるバブル経済の崩壊とその後の景気の長期低迷等による影響から、一段と厳しさを増している。平成6 検査事務年度（平成6 年7 月～平成7 年6 月）の検査結果においても、金融機関・証券会社等の資産内容や損益収支の悪化が一層顕著に現れている。

一方、金融制度改革については、金融制度改革法施行後2 年を経過し、金融機関の証券子会社及び証券会社の信託銀行子会社の設立が進み、業務も進展している。

このような状況を踏まえ、平成7 検査事務年度（平成7 年7 月～平成8 年6 月）における金融機関等検査、外国為替検査及び証券会社等検査（証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く）の実施に当たっては、以下により、検査の的確な実施に努めるものとする。

1. 検査の重点事項

(1) 金融機関等検査

- ① 金融機関等の資産内容は、不良資産の償却等の促進にもかかわらず、バブル経済の崩壊とその後の景気の長期

低迷等による不動産価格の低迷や融資先企業内容の悪化から延滞貸出金が著増していること等、さらに悪化しており、また、系列ノンバンクの経営悪化から支援を余儀なくされているところも多く見られる。資産内容の悪化が金融機関等経営に与える影響が極めて重大であることにかんがみ、金融機関等の健全性確保の観点から、審査管理態勢を含め、引き続きその実態把握に努める。

- ② 金融機関等の損益収支内容は、多額の延滞貸出金に伴う未収利息の発生に加え、不良貸出金等の償却の増加により、総じて悪化している。このため、金融機関等の健全経営維持の観点から、金利の自由化の進展等に伴う金融機関等の経営に与える影響にも留意しつつ、引き続き損益収支内容の的確な把握に努める。
- ③ 金融機関等の内部事務管理態勢については、依然として不適切な事務取扱が認められるので、業務に対する信頼性維持の観点から、引き続きその整備・充実状況を把握し、それが有効に機能しているか等の点検に努める。
- ④ 金融の自由化・国際化の一層の進展に伴い、デリバティブ取引を含むオフバランス取引が急速に増加しており、検査・監督の国際的な流れも踏まえ、これら取引を含む市場関連取引に係るリスク管理態勢の実態把握に努める。
- ⑤ 証券会社の信託銀行子会社の設立が進んでおり、引き続きこれら子会社の業務運営の実態把握に努める。

(2) 外国為替検査

- ① 「外為法」によって外国為替公認銀行に課せられている対外取引の適法性についての確認義務の履行状況を把

握するとともに、その管理態勢面の充実度についても点検する。

- ② 外国為替公認銀行の国際的信用の維持(健全性の確保)の観点から、デリバティブ取引を含む外国為替業務に係る諸リスク管理態勢の実態把握に努める。

(3) 証券会社等検査

- ① 証券会社等の財務内容は、長引く株式市況の低迷による受入手数料の減少等から、悪化している。また、系列ノンバンクの経営悪化から支援を余儀なくされているところも見られる。

このため、証券会社等の健全経営維持の観点から、これらの経営が親証券会社の経営に与える影響等をも考慮しつつ、証券会社等の財務内容的な把握に努める。

- ② 証券検査・監督の国際的な流れも踏まえ、デリバティブ取引を含む証券取引業務に係る諸リスク管理態勢の実態把握に努める。
- ③ 銀行の証券子会社の設立が進んでおり、引き続きこれら子会社の業務運営の実態把握に努める。

2. 検査の効率化等

検査の実施に当たっては、引き続き効率化を図り、必要に応じた機動的・弾力的な検査に努めるとともに、従来の総合検査に加え、リスク管理に重点を置いた検査の導入等により、長期化している検査周期の短縮化を図る。

II. 検査基本計画

1. 金融機関等検査の実施予定数

銀	行	74行
信	用 金 庫	216金庫

保 險 会 社	13社
計	303

2. 外国為替検査の実施予定数

外国為替公認銀行	79行
商 社	2社
指定証券会社	1社
計	82

3. 証券会社等検査の実施予定数

証 券 会 社	101社
証券投資信託委託会社	6社
投資顧問会社	73社
計	180

(注) 上記検査実施予定数は、検査の実施状況に応じ変動することもあり得る。

2 委員会が述べた意見の内容

上記の基本方針及び基本計画に関し、委員会が平成7年8月1日付で述べた意見は、以下のとおりである。

平成7検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画について

貴職の示された平成7検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画は、現下の金融経済情勢、金融機関等を取り巻く経営環境等に鑑みると、適切なものとする。

なお、金融機関等の経営内容が悪化していることを踏まえ、個々

の金融機関等の資産及び損益収支の実態把握に際しては、その悪化原因までも含め一層的確な検査に努められたい。

また、前回検査で指摘された問題点の改善状況の確認にも留意されたい。

更に、最近の金融派生商品取引等の急速な拡大に対応していく必要があり、引き続きそのための検査体制及び検査手法の充実・向上に努められたい。

第 3 検査事務に係る施策の報告

大蔵省は、平成7年12月、一連の中小金融機関の経営破綻と銀行の海外拠点の不祥事を契機として、「今後の金融検査・監督等のあり方と具体的改善策について」の報告をとりまとめたが、委員会は、同月、大蔵省より、金融機関の経営の健全性確保が喫緊の課題であるとの認識の下、金融機関自身のリスク管理・内部管理のあり方及び監督当局の役割について、以下のとおり、報告内容の説明を受けた。

1 早期是正措置の導入に伴う新しい検査方法の確立

早期是正措置の導入には、その基準となる自己資本の充実度等の正確な把握が不可欠である。このため、金融機関による自己査定及び外部監査の活用を前提とした新しい検査方法を確立する。

これに伴い検査要員の充実にも努める。

(1) 自己資本の充実度及び自己査定の正確性の評定

金融機関が、資産内容を自己査定し、外部監査によるチェックを受けた上で、その結果及び自己資本の充実度の状況を報告する。当局において、これをモニタリングし、自己資本の充実度及び自

己査定の正確性に関する評定（格付け）を行う。なお、当局は、自己査定のための統一的な基準を示す。

(2) 評定に基づく新たな検査ルールの策定

格付けの低い金融機関には、検査間隔を短くし、総合検査に加え、資産内容についての重点検査を行うこととし、格付けの高い金融機関については、資産内容は原則自己査定に委ね、検査間隔を広げるなど、新たな検査ルールを策定する。

2 リスク管理・内部管理等に関する検査内容の充実

従来より、金融機関の資産内容、自己資本、損益状況、流動性及び経営管理（リスク管理・内部管理を含む）に関する総合検査（いわゆるCAMEL検査）を実施してきているが、特に金融機関の業務内容とリスクが多様化、複雑化していること等に対応し、よりの確な業務運営のチェックを行うことが必要である。

そのため、金融機関のリスク管理（Risk management）・内部管理（Operations）及び諸規制の遵守（Compliance）の状況について、金融機関自らが管理体制を整備し、内部検査を行うことを前提として、その状況について当局がモニタリングを行うとともに、機動的・重点的な検査（ROC検査）を行う。

(1) リスク管理・内部管理等の評定

リスク管理・内部管理等の内部検査結果等を当局においてモニタリングし、自己資本の充実度等に関する評定（格付け）と同様に、リスク管理・内部管理等の状況に関する評定（格付け）を行う。

(2) 評定に基づく重点検査の導入

格付けの低い金融機関には、総合検査に加え、更にリスク管理・内部管理等の状況についての重点検査を行うこととし、格付け

の高い金融機関については、できるだけ簡易な検査内容とし、検査間隔を広げる。

3 海外拠点に対する検査の充実

邦銀の海外拠点が増加するとともに、その業務内容とリスクが多様化、複雑化している状況に対応し、海外拠点のリスク管理・内部管理等の実態を、一層的確に把握して適正な業務運営の確保を図るため、海外検査の充実を図る。

(1) 新しい検査方式の導入と検査先数の確保

邦銀の本体検査の際、ニューヨーク、ロンドン等の主要拠点の検査等を行い、併せて当該地における他行の拠点の検査も行う「海外実地検査」の充実に加え、新たにアジア、米国西海岸等の主要地域にある邦銀数行の海外拠点を対象に検査等を行う「海外地域別検査」を導入することとし、検査先数の増加を図る。

(2) 検査要員の充実と検査日数の確保

検査対象海外拠点の実態に応じ、海外検査要員の充実を図るとともに、検査日数の確保を図る。

(3) 現物検査の実施等検査手法の充実

市場取引に関する帳票と帳簿等の照合（現物検査）を行うとともに、外部の専門家による業務監査及び内部監査の結果の活用を図る。また、海外拠点におけるリスク管理・内部管理及び諸規制の遵守（ROC）の状況を効果的に検査するためのチェックリストを作成する。

(4) 海外検査専門班の編成

海外検査のための専門班を編成し、海外検査のノウハウの蓄積を図るほか、海外拠点検査のコア要員とする。なお、外国監督当局が実施する研修への参加を拡充する。

第 4 検査実績及び検査結果の概要

委員会は、大蔵大臣より、平成 7 検査事務年度（以下「本事務年度」という）における金融機関等の検査に係る検査の実施状況及び検査において把握された問題点等について、四半期毎に報告を受けた。本事務年度における大蔵大臣からの報告の内容は、以下のとおりである。

1 検査に当たって留意した事項

- (1) 検査に当たっては、平成 7 検査事務年度検査基本方針による検査の重点事項を踏まえ、また、平成 7 年 8 月 1 日付の委員会の意見に留意しつつ、検査対象機関の個別の実態に応じた検査を実施した。
- (2) 金融機関等検査と外国為替検査については、原則同時検査を、証券会社検査については、原則として委員会と同時検査を実施した。
- (3) 金融制度改革による相互参入等に対応し、金融機関等検査に際して、当該金融機関の証券子会社等及び系列投資信託委託会社の検査を実施した。また、証券会社等検査に際して、当該証券会社の信託子会社及び系列投資信託委託会社の検査を実施した。

2 検査実績

(1) 検査の実施状況

本事務年度において、銀行等285機関、外国為替公認銀行等78機関、証券会社等182社の検査に着手した。本事務年度において着手したもののうち、本事務年度末（平成 8 年 6 月 30 日）までに銀行等183機関、外国為替公認銀行等39機関、証券会社等145社に対し示達書を交付し、検査が終了している（第 3 表参照）。

第3表 検査実施状況

区 分	検 査 計 画	検 査 着 手	検 査 終 了
(金融機関等検査)			
銀 行	74行	83行	72行
信 用 金 庫	216金庫	194金庫	203金庫
保 險 会 社	13社	8社	6社
計	303機関	285機関	281機関
(外国為替検査)			
外 国 為 替 公 認 銀 行	79行	75行	61行
商 社	2社	2社	2社
指 定 証 券 会 社	1社	1社	0社
計	82機関	78機関	63機関
(証券会社等検査)			
証 券 会 社	101社	102社	115社
証 券 投 資 信 託 委 託 会 社	6社	7社	8社
投 資 顧 問 業 者	73社	73社	76社
計	180社	182社	199社

(注) 検査終了欄は、本事務年度内(7年7月～8年6月)に検査の相手先に対し達書を交付し検査が終了したもので、前事務年度に着手したものも含む。

第4表 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

(単位：人・日)

区 分	1 検査対象当たりの延べ検査投入人員
(金融機関等検査)	
銀 行	138
信 用 金 庫	64
保 險 会 社	83
(平 均)	(83)
(外国為替検査)	
外 国 為 替 公 認 銀 行	45
商 社	13
(平 均)	(44)
(証券会社等検査)	
証 券 会 社	40
証 券 投 資 信 託 委 託 会 社	34
投 資 顧 問 業 者	9
(平 均)	(28)

なお、前事務年度（平成6検査事務年度）において着手し、前事務年度末（平成7年6月30日）までに検査が終了していなかった銀行等98機関、外国為替公認銀行等24機関、証券会社等54社については、本事務年度中に全て検査が終了している。

(2) 1 検査対象当たりの延べ検査投入人員

本事務年度内に検査が終了した1検査対象当たりの延べ検査投入人員（臨店期間分）は、金融機関等検査83人・日、外国為替検査44人・日、証券会社等検査28人・日となっている（第4表参照）。

3 検査結果の概要

(1) 金融機関等検査

① 銀行

イ 資産内容及び融資の審査管理について

バブル経済の崩壊とその後の景気の長期低迷等により、延滞償権が、増勢鈍化の動きも一部にみられるものの、依然として高水準で推移している。資産内容は、ノンバンクを含めた金融・保険業、不動産業、サービス業向け貸出金を中心に、前回検査時より悪化している。

このような状況下、資産内容の更なる悪化から経営破綻に陥ったところがみられる。また、系列ノンバンクにおいて、多額の不良貸付金を抱え、今後とも多額の金融支援を余儀なくされているところがみられる。

融資の審査管理面では、業務推進部門と審査部門の分離、審査管理部門の増員、企業格付制度の導入・充実、不動産担保評価の見直し、研修等による人材育成等によりその改善に努めているものの、依然として債務者の実態把握、資金使途及び返済財源の確認等につき、不十分な事例がみられる。

ロ 損益収支について

業務純益については、高金利の期日指定期預金の期落ち等により資金調達費用が大幅に減少したことや国債等債券売却益の増加等から、ほとんどの銀行で大幅な増益となっている。

経常利益については、引き続き貸出金の償却等を積極的に行っているものの、業務純益が高水準となったことなどから、増益となっている銀行が過半を占めている。

しかし中には、脆弱な収益体質の下、貸出金の償却原資を有価証券や不動産の益出しに依存せざるを得ないところが見られる。

ハ 内部管理態勢について

本部検査や臨店指導の強化、検査結果の業績表彰制度への組入れ、検査トレーニー制度の導入、事務規程の見直し、各種研修の実施等により内部管理態勢の充実に努めているが、役席者や担当者の厳正な事務取扱いに対する意識が徹底されておらず、相互けん制が十分機能していないことなどから、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。

ニ リスク管理について

デリバティブ取引を含む市場関連取引に係るリスク管理の重要性についての認識は浸透してきており、取引の規模や業務運営方針に応じ、体制面の整備等に努めているところであるが、管理手法の高度化を図りつつある銀行がみられるものの、総じて体制構築の緒についたところである。また、運用面においては、フロントオフィスとバックオフィス間でのけん制機能が不十分な事例等の指摘がみられる。

② 信用金庫

イ 資産内容及び融資の審査管理について

貸出金内容については、不良貸出金の償却や回収により、改善した金庫が一部にみられるものの、大半の金庫は景気低迷を主因に悪化している。

融資の審査管理面では、審査要員の増員、本部審査部等の臨店指導や研修の実施、企業格付制度の導入等に努めているが、債務者との取引歴、債務者の信用等に対する過信や担保等に依存した形式的な審査が多く、また、債務者の実態把握や事業計画の検討・分析が不十分なまま応需している事例がみられる。

ロ 損益収支について

業務純益については、調達利回りが大幅に低下したことから、利鞘が拡大し、資産不計上未収利息の増加はあるが、増益となっている金庫が多くみられる。

また、経常利益については、貸出金償却の増加等から減益となっている金庫がみられるが、業務純益の増加から増益となっている金庫が多くみられる。

ハ 内部管理態勢について

各種研修会の実施、本部による営業店指導、諸規定の整備等により、内部管理態勢の充実・強化に努めているが、内部事務管理に対する重要性についての認識が不足していることなどから、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。

ニ リスク管理について

デリバティブ取引等市場関連取引については取引量は少ないものの、一部の大規模金庫を中心に、ALM委員会の設置等市場関連取引に係るリスク管理体制の整備に努めているが

実際の機能面では十分ではない。

(注) A L M委員会

A L M (Asset liability Management) は、「資産・負債の総合管理」と訳され、金融機関が金利の変動や資金需給等の変化を予測し、それに合わせてリスクを分散させるなどの適切な措置をとる体制のことである。A L Mは、金利・円相場等を予測し、それを基に資産・負債等のシミュレーションを行い、その結果を参考としてリスクの許容限度と経営戦略等を決定し、業務に生かしていくものであり、これらを決定するために、通常、総合企画部、資金証券部など関係者で構成するA L M委員会が設けられている。

③ 保険会社

イ 資産及び損益収支について

資産内容については、バブル経済の崩壊とその後の景気の長期低迷等の影響のほか、審査管理が不十分なまま貸付金を拡大したことから、ノンバンク、不動産業向け貸付金を中心に悪化している。また、有価証券については、利息収入等の確保を基本とする運用に努めているが、含み損を抱えているものがみられる。

損益収支については、景気の長期低迷による企業業績の悪化等により収入保険料が伸び悩んでいる一方、一時払い商品等の満期返戻金や解約返戻金が増加しているほか、金利の低下により利息収入等が減少し運用利回りが平均予定利率を下回っていることなどから、経常利益は減少しており、6年度では経常損失となっているところがみられる。

ロ 内部事務管理について

内部事務管理については、事故防止委員会の設置等による相互けん制機能の強化や内部検査の充実に努めているが、営業推進を優先する意識が強く、内部事務管理に対する重要性の認識が希薄であることなどから、不備・不適事項が少な

らずみられる。

ハ リスク管理について

リスク管理については、金利リスク、為替リスク等の資産運用リスクが増大しており、リスク管理態勢の充実強化が今後の課題となっている。

(2) 外国為替検査

① 外国為替公認銀行

イ 対外取引の適法性の確認義務について

外為法に規定されている対外取引の適法性についての確認義務は、海外仕向け送金にかかる確認等、一部に不十分な事例がみられるものの、概ね適正に履行されている。

ロ 為替持高規制等について

為替持高規制は、概ね適正に遵守されている。

なお、外国為替業務に係るリスク管理態勢については、概ね体制面の整備を進めているところであるが、一部にはフロントオフィスとバックオフィスの責任者が兼務となっているなど相互けん制機能が十分確立されていないなどの事例がみられる。

② 商社

交互計算取引の処理等は、一部に不備がみられるものの、概ね適正に行われている。

(注) 交互計算取引

交互計算取引は、海外に支店や現地法人を有する商社等の企業が、これら海外支店や海外現地法人との対外取引により生ずる債権・債務について、1件毎に外国為替公認銀行を通じて決済するのではなく、取引の都度、交互の貸借記により決済することが認められているものである。こうした貸借記による決済方法は、外為法第17条により個別の許可を要するが、一定の体制が整っている企業に限り包括許可が与えられているものである。

(3) 証券会社等検査

① 証券会社

イ 損益収支について

株式市況の持直しに伴う受入手数料の増加に加え、人員削減や店舗の統廃合等の合理化努力による費用の減少から、損益収支は総じて改善している。

ロ 財産状況等について

総資産については、増加に転じた会社も一部にみられるものの、信用取引貸付金が大幅に減少したことを主因に、減少している会社が多くみられる。

純財産額は、当期純損失の計上が続いたことなどから、総じて減少している。

このような状況の下で、自己資本規制比率については、総じて基準を達成している。

ハ 内部管理態勢について

内部管理責任者の配置等内部事務管理態勢の充実に努めているが、事務管理に対する重要性の認識が不足していることなどから、有価証券預り証の未発行、信用取引保証金の預託不足や維持率不足、無債務顧客の代用有価証券の長期預り等がみられる。

ニ リスク管理について

リスク管理態勢については、社内基準の制定等体制面の整備に努めている会社が見られるが、リスク管理についての認識が不十分で、ロスカットルールやポジション規制等の社内基準が未整備な会社や社内基準が遵守されていない事例がみられる。

(注)ロスカットルール

ロスカットルールとは、債券ディーラー等は自分の売買で損失が発生した場合、それを穴埋めしようとしてさらに取引を繰り返し、その結果むしろ一層の損失増大を招くということがありうることから、こうしたことを防ぐため、損失が予め定められた一定限度を越えた場合には、予め定められた方法で取引を手仕舞うことが社内ルールで定められているものである。

② 証券投資信託委託会社

イ 財産経理等について

純資産総額は、金利の低下等による公社債投信の好調から、増加に転じている会社がみられる。

委託者報酬は、収益率の高い株式投信の割合の低下から減少しているが、公社債投信が好調なことから、増加に転じている会社がみられる。

ロ 内部管理態勢について

注文内容の審査や運用結果に対する事後審査が十分に行われておらず、内部管理態勢に不備なものがみられる。

③ 投資顧問業者

業界紙への広告掲載や電話勧誘等積極的な顧客開拓による契約件数の増加等により、増収となっている業者がみられるが、契約件数が減少し、投資顧問料収入が減収となっている業者が多くみられる。

業務の運営面では、法令の理解不足等から、事務取扱いにおいて不備、不適切なものがみられる。